

生徒・保護者等の皆様へ

令和5年度

ひろしまけんこうこうせいとうしょうがくきゅうふきん
広島県高校生等奨学給付金

- 電子申請手続のご案内 -



次の方は、電子申請に対応していないため、紙（申請書）で申請していただくようお願いします。

- ・ 生徒が県外公立高等学校及び国立高等学校に在籍している場合
- ・ 家計急変による申請を希望する場合

申請期限：令和5年10月31日（火）

広島県教育委員会

目次

制度の概要……………	1	申請フォームの入力……………	4
奨学金申請から受給までの流れ……………	2	申請手続及び給付に関するQ & A……………	7
必要書類一覧（申請に必要な書類）……………	3		

広島県教育委員会事務局

学びの变革推進部

きょういくしえんすいしんか

教育支援推進課

しゅうがくしえんかかり

就学支援係

☎ 082-222-3015

[受付日時] 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時から午後5時まで

✉ kyouishinkou@pref.hiroshima.jp

※ メールで問い合わせの際は、件名を「奨学給付金」とし、本文に「学校名」及び「生徒氏名」を記入してください。

お問
合せ先

制度の概要

広島県高校生等奨学給付金は授業料・受講料以外の教育費の負担を軽減するための制度です。(返還不要)

給付対象者

次の要件をすべて満たす必要があります

- ☑ 保護者等全員の住民税所得割額（道府県民税・市町村民税所得割額の合計額）が**非課税相当**^(注1)又は**生活保護受給世帯**である
- ☑ 保護者等が広島県内に在住している
- ☑ 生徒が国公立高等学校等^(注2)に在学しており高等学校等就学支援金等の支給要件を満たしている

(注1) 家計急変により向こう1年間の収入見込額が非課税に相当する世帯を含みます。

(注2) 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校（第1～3学年）・専修学校高等課程等で、県外に所在する国公立高等学校等を含みます。

支給上限

給付回数は、一人の高校生につき年1回、通算3回（定時制・通信制は4回）を上限とします。
ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる生徒については追加で1回（定時制・通信制は2回）、高等学校等就学支援事業費補助金（専攻科の生徒への就学支援）の補助対象となる生徒については追加で2回まで給付されます。

給付額

世帯区分	区分	給付金の額 〈全日制・定時制※1〉	給付金の額 〈通信制※1〉	給付金の額 〈専攻科〉
生活保護（生業扶助） 受給世帯	—	年額 32,300円	年額 32,300円	年額 50,500円
保護者等全員の 住民税所得割額が 非課税相当である 世帯 (家計急変を含む※2)	1人目	年額 117,100円	年額 50,500円	
	2人目以降 (※3)	年額 143,700円		

※1 フレキシブル課程の平日登校コースは定時制に、通信教育コースは通信制に含まれます。

※2 家計急変により申請する場合で、当該家計急変が10月2日以降に生じた場合は、家計急変のあった日の翌月以降の月数に応じた金額となります。

※3 対象となる高校生等の他に15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

申請から受給までの流れ

1 必要書類の準備

3ページを参照し、必要書類をお手元に準備してください。

2 申請ページにアクセス

申請ページにアクセスし、利用者登録を行うかメールアドレスを入力（手順の違いは下記参照）して、申請フォームに進んでください。

3 必要事項を入力し、書類を添付

書類の添付方法については、5ページを参照してください。

4 データ送信し、申込完了（完了メールが届く）

完了メールには、申請に係る「整理番号」及び「パスワード」が記載されていますので、大切に保管してください。

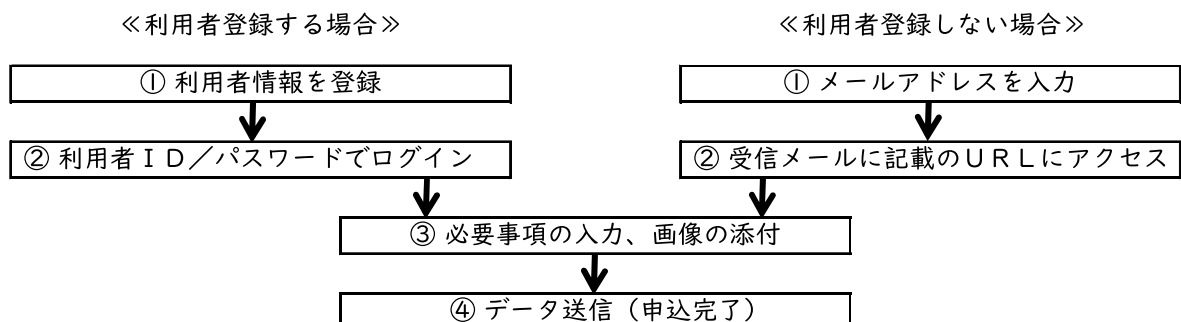
5 県教育委員会からの審査結果の通知を確認

県教育委員会が給付可否を審査した結果の通知書を保護者等へ郵送します。
申請書内容に不備があった場合は、県教育委員会の担当者から保護者等へ電話又は郵便により連絡をさせていただきます。
また、この場合、結果の通知及び給付が予定より遅くなる場合があります。

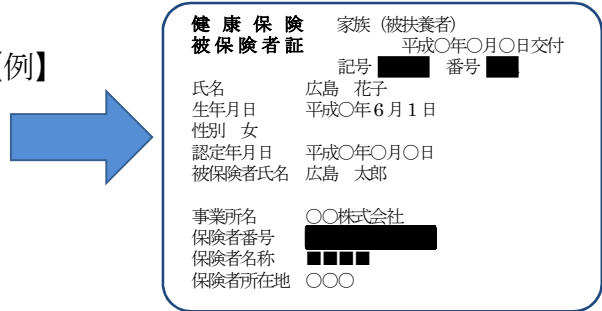
6 給付金受領

奨学給付金が、支給予定日（支給決定通知書に記載）に指定の金融機関の口座（申請された口座）へ振り込まれます。

ただし、学校徴収金に未納や未収金がある場合は、高等学校等が給付金を代理受領し、学校徴収金の未収金等に充当して相殺する場合があります。この場合、給付決定額から高等学校等が代理受領する額を差し引いた金額を申請書に記入された口座へ振り込みます。



必要書類一覧（申請に必要な書類）

申請区分		必要書類
生活保護 (生業扶助) 受給世帯	住民税所得割非課税 世帯	
○	○	振込先の通帳の写し ※ 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる面の写し ※ ネットバンキングの場合、Web画面のキャプチャ画像
○	○	扶養親族全員の健康保険証の写し ※ 健康保険証の写しは、被保険者記号・番号、保険者番号、QRコードなどが見えないように、画像データの該当箇所を黒塗りにするか、写真撮影時に付箋などでマスキングしたものを提出してください。
		【例】 
○	×	次のうちいずれか一点 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 (広島県高校生等奨学給付金申請用)(別紙様式) <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 (お住まいの市区町村役所又は福祉事務所の証明を受けたもの)
×	○	保護者等全員の課税証明書(令和5年度) ※ 不要の場合あり

※ 申請フォーム内の「広島県の高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を奨学給付金の認定審査においても利用することに同意する場合」は、**課税証明書の提出は不要**です。

4 保護者等の収入の状況等

保護者等の課税に関する情報について **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

広島県の高等学校等就学支援金の認定審査において算定された、保護者等の課税に関する情報を奨学給付金の認定審査においても利用することに同意しますか？

- **同意される場合**
「課税証明書(令和5年度)」の提出は**不要**です。
 - **同意されない場合**
保護者等**全員**の「課税証明書(令和5年度)」を電子添付して提出してください。
- ※ **必ず申請前に課税期日に住所のあった市区町村へ住民税の申告を行ってください。**

※選択してください。 ▼

※選択してください。

同意する

同意しない

申請フォームの入力

※申請フォーム等は予告なく変更される場合があります。

1 申請ページにアクセス

1 利用者登録しない場合

こちらのボタンからメールアドレスを入力の上、受信したメールに記載してあるURLから申し込んでください。

2 利用者登録する場合

このリンクから情報を登録の上、利用者 IDとパスワードでログインしてください。

利用者登録の方法については、電子申請システムのヘルプ「利用者情報登録」を参考にしてください。

<https://s-kantan.com/help/PREFHS/profile3-2-1.htm>

2 奨学給付金の対象になるか確認

「■確認事項」にある「確認項目」を選択すると、ご自身が奨学給付金の受給対象になるか確認することができます。

確認項目1から表示される

※ 必ず確認を行った後に申請を行ってください。

■ 確認事項

申請前に、次の「確認項目1」から奨学給付金の受給対象となるか確認してください。
※ 確認の結果、受給対象となる場合のみ、申請を行ってください。

確認項目1 (学校種) **必須**

対象となる高校生が在学している学校の種類を選択してください。

※ 選択してください。

3 同意事項の確認・必要事項の入力

■ 同意事項

私は、次の事項を確認し同意の上、広島県高校生等奨学給付金の受給申請をします。 **必須**

- ・ この申請内容について、事実と相違ありません。
- ・ この申請に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・ 私は広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- ・ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- ・ 下欄の高校生等が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、当該給付金の受領を高校生等が在籍する高等学校等の校長に委任し、高等学校等が学校徴収金の未収金等に充当して相殺することに同意します。

同意する

1

1 申請者（保護者等）

2

氏名 **必須**

氏： 名：

氏名（ひらがな） **必須**

氏 名

4 必要書類の添付

6 添付書類

【複数添付する際の注意事項】

- ・ **ファイル名が同一の場合は、添付できません。**
- 添付する際には、**ファイル名が異なっているか**を確認してください。
- 【例】 通帳の写し（表） 通帳の写し（裏）

振込先の通帳の写しを添付してください。 **添付ファイル** **必須**

通帳の写しを添付する際に、次の2点について、確認をお願いします。

- 1 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が写っているか。
- 2 ネットバンキングの場合、上記内容が表示されたweb画面の写し又はスクリーンショットが添付されているか。

添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルの選択 | ファイルが選択されていません

添付する

2

入力へ戻る

添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルの選択 | ファイルが選択されていません

添付する

添付結果

通帳の写し.jpg | 削除

3

入力へ戻る

1 同意事項の確認

同意事項を確認のうえ、「同意する」を選択してください。

2 必要事項の入力

申請者氏名から順番に必要事項を入力してください。

1 添付ファイルをクリック

2 ファイルの選択

① **ファイルの選択**をクリックして、添付するファイルを選択してください。

② 選択後、**添付する**をクリックすることで、ファイルを添付することができます。

※ 複数添付する場合、ファイル名が同一のものを添付できませんので、御留意ください。

3 添付結果の確認

① 添付結果に選択したファイルが表示されていることを確認してください。

② 確認後、**入力へ戻る**をクリックしてください。

振込先の通帳の写しを添付してください。 **必須**

通帳の写しを添付する際に、次の2点について、確認をお願いします。

- 1 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が写っているか。
- 2 ネットバンキングの場合、上記内容が表示されたweb画面の写し又はスクリーンショットが添付されているか。

通帳の写し.jpg **1**

>

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込まないので、ご注意ください。
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

6 添付書類

振込先の通帳の写しを添付してください。 通帳の写し.jpg **2**

 >

●●奨学給付金の概要についてはこちら●●
 広島県教育委員会ホームページ
<https://www.prefhiroshima.lg.jp/site/kyouiku/05senior-2nd-syougakukyuu/fu.kin.html>

●●各手続きの内容に関するお問い合わせ先●●
 広島県教育委員会事務局 学びの革新推進部 教育支援推進課 就学支援係
 電話：082-222-3015 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）
 メールアドレス：kyoushinkou@prefhiroshima.jp

1 申請内容の確認へ進む

申請情報を入力し、必要書類を添付後、**確認へ進む**をクリックしてください。

2 申請データの送信

内容を確認し、「申込み」ボタンをクリックして、データを送信してください。

※ 利用者登録したメールアドレス又は最初に入力したメールアドレス宛てに「申し込み完了」の通知メール（整理番号とパスワードが記載されたもの）が届きます。

申請手続 Q & A

Q1 パソコンやスマートフォンを持っておらず、電子申請ができない場合や電子申請が難しい場合は、どうすればよいでしょうか。

- A 電子申請ができない場合、紙（申請書）での申請ができます。
ホームページから申請書類をダウンロード・印刷し、生徒が在籍する学校へ提出してください。
ダウンロード・印刷ができない場合は、表面の問合せ先に御連絡ください。

Q2 親権者の一方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されておらず、もう一方の親権者については市町村民税所得割が非課税である場合は、奨学給付金を申請することができますか。

- A 親権者の一方又は双方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されていない場合は、奨学給付金を申請することはできません。

Q3 奨学給付金を申請する際に、課税期日（本年1月1日）に住所のあった市区町村へ住民税の申告を行っていない場合はどうなりますか。

- A 奨学給付金の審査においては、生活保護（生業扶助）受給世帯を除き、保護者等全員が非課税であることを確認しています。

住民税の申告をされていない方は、県教育委員会において、住民税課税情報を取得することができず、認定遅れや給付金を支給できない場合もありますので、事前に、課税期日（本年1月1日）に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、住民税の申告手続きを行ってください。

Q4 税額の更正により令和4年度以前の住民税が非課税となりました。この場合、遡って奨学給付金の申請手続が可能ですか。

- A 奨学給付金は、年度を遡って受給申請をすることはできません。